



2020 ▶ 2024

第4期 遠賀町自立推進計画

令和2年3月
遠賀町

目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	第3期自立推進計画の主な取り組みと成果・・・・・・・・	2
3.	遠賀町を取り巻く情勢・・・・・・・・	8
4.	第4期自立推進計画の基本方針・・・・・・・・	18
5.	第4期自立推進計画の推進・・・・・・・・	19
6.	第4期自立推進計画の体系図・・・・・・・・	27

1. はじめに

昭和39年4月1日に町制を施行し、田園風景が広がる農村地域だった遠賀町は、北九州市と福岡市の間部に位置し、交通の利便性にも恵まれていることから宅地開発が進み、現在のまちなみへと大きな発展を遂げました。時代の流れにより暮らしの様子も変わるなかで、遠賀町の特徴を生かしたまちづくりを展開しています。

こうしたなかで、遠賀町は、平成16年10月の遠賀郡合併白紙により単独自立のまちづくりを選択することとなり、平成17年3月に第1期となる「遠賀町自立推進計画」を策定し、「行財政運営の健全化・効率化」「住民サービスの向上」「行政基盤の強化」を基本方針に行財政改革を進め、平成22年3月には「第2期遠賀町自立推進計画」を策定し、引き続き財政基盤の強化と行政サービスを低下させない協働のまちづくりを推進してきました。さらに、平成27年3月に策定した「第3期遠賀町自立推進計画」では、財政的効果のみに重点をおくのではなく、限られた行政資源を効率的・効果的に配分しながら健全な行財政運営を行うとともに、人・もの等の資源や財源確保に努め、新しい行政需要や住民サービス向上に資する取り組みを推進してきました。

これまでの取り組みとして、自主財源の確保や補助金の有効活用をはじめ、事務事業等の見直し、経費の節減合理化等に努め、その結果、一定の効果があつたものと評価できます。

しかし、これらの取り組みにより行政運営が安定したわけではなく、急速に進む人口減少や少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や、公共施設等の老朽化など町を取り巻く環境は一層厳しくなることが予想されるとともに、(仮称)交流センターや遠賀川駅南土地区画整理事業など大型事業による投資的経費が増加するため、財政健全化に向けた取り組みが急務となっています。

地方創生の時代に、限られた財源の中で多様化する住民ニーズや新たな行政課題への的確に対応するには、持続可能な行財政運営に努め、財政基盤を強化し、住民の視点に立った選択と集中による真に必要な行政サービスの向上に努めていかなければなりません。

行政改革を継続的に行うため、これまでの成果を検証し、新たな取り組みを盛り込んだ「第4期遠賀町自立推進計画」を策定し、これまで以上に改革意識を強めながら、遠賀町の目指す将来像を実現するための取り組みを推進します。

2. 第3期自立推進計画の主な取り組みと成果

平成27年3月に、平成27年度から令和元年度を実施期間とする第3期遠賀町自立推進計画及び行動計画を策定しました。「効率的な行財政運営」「行政基盤の強化」「行政サービスの向上」を基本方針とし、これを実現するための9つの重点目標と17項目の推進項目を設定し、取り組みを進めてきました。

◆第3期自立推進計画の体系図◆



取り組みを実施した結果の財政効果額と主な成果項目は次のとおりです。

◆財政効果額と主な成果項目

●自主財源の確保

①未利用町有地の売却 【単位：件、㎡、千円】

区分	H27	H28	H29	H30	合計
件数	7	5	7	2	21
面積	3,508	10,727	8,392	394	23,021
金額	45,710	88,644	159,555	3,399	297,308

②企業誘致の推進 【単位：件】

区分	H27	H28	H29	H30	合計
立地協定締結	1	1	3	0	5
企業誘致条例適用	2	0	0	4	6

③豊かなふるさと遠賀寄附金の充実 【単位：件、千円】

区分	H27	H28	H29	H30	合計
件数	25	33	48	123	229
寄附額	1,453	2,104	1,715	2,914	8,186

●補助金の有効活用

①イベントへの補助金の活用

- ・おんがレガッタ（H27 公共スポーツ施設等活性化助成事業 1,000 千円）
- ・夏まつり（H27 移住・定住・交流推進支援事業 1,500 千円）
- ・健康・福祉まつり（H27～H30 地域生活支援事業 合計 1,342 千円）

②新たな財源確保（国・県等の補助金の活用） 【単位：千円】

	H27	H28	H29	H30	合計
活用した補助金額	441,759	469,052	356,183	254,345	1,521,339

※遠賀町自立推進計画行動計画記載分のみ

●歳出経費の効率化

①経費の節減合理化

- ・時間外手当の縮減

【単位：千円】

	H27	H28	H29	H30	合計
対前年比縮減額	2,467	670	2,897	▲3,611	2,423

※H30年度は災害対策等によるもの

- ・学校給食調理部門民間委託導入による人件費削減 13,000 千円 (H27～)

●公共施設マネジメントの推進

①遠賀町公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の計画管理

- ・事務事業評価にあわせて施設カルテを更新 (H27～)
- ・遠賀町公共下水道事業ストックマネジメント計画策定 (H28)
- ・遠賀町農業集落排水施設最適整備構想策定 (H29)
- ・遠賀町町営住宅長寿命化計画の中間見直し (H29)
- ・遠賀町公園施設長寿命化計画策定 (H30)
- ・個別施設計画策定の検討 (H30～)

●事務事業評価の有効活用

①事務事業評価による事務事業の適正化

【単位：件】

評価結果	H27	H28	H29	H30
継続	55	66	68	52
改善	38	40	29	36
見直し	3	3	8	12
先送り	3	3	6	10
取り下げ・保留等	8	9	1	5
合計	107	121	112	115

●補助事業の見直し

①各種団体への町補助金の定期的な見直し

- ・敬老会補助金の見直し

(補助金対象者を70歳から75歳まで段階的に引き上げ) 【単位：千円】

	H27	H28	H29	H30	合計
対前年比縮減額	462	488	523	1,032	2,505

- 地方公会計制度や企業会計の整備促進
 - ①地方公会計制度の整備・運用
 - ・固定資産台帳の整備 (H27～)
 - ・地方公会計制度導入 (H27～)
 - ②下水道公営企業会計の整備促進
 - ・固定資産台帳の整備 (H28～30)
 - ・公営企業会計移行 (R1～)

- 組織機構の見直し (詳細は P16 参照)
 - ・職員定数配分の見直し (H27)
町長部局：101 人→111 人、教育委員会部局 28 人→18 人
 - ・機構改革の実施
H27：健康こども課、建設課都市開発係の新設等
H30：駅周辺都市整備推進室の新設

- 人材育成方針の見直し
 - ・人材育成基本方針の策定 (H27)

- 人事評価制度の推進
 - ・新たな人事評価制度の構築 (H27)

- 有効な外部委託の推進
 - ・随意契約ガイドラインの作成 (H28)
 - ・学校給食調理部門民間委託導入による人件費削減13,000 千円 (H27～)
 - ・遠賀郡 4 町で緊急通報システム事業の民間委託の実施 (H28～)

- 指定管理者制度におけるモニタリング・評価の確立
 - ・指定管理者制度モニタリングの運用に関するガイドライン策定 (H30)

- 積極的な情報発信
 - ・おんがめしホームページリニューアル (H28)
 - ・広報に町内全行政区の自治会紹介記事を掲載 (H29)
 - ・広報への定期掲載によるきめ細やかな情報提供 (H27～)
 - ・オリジナルポロシャツの一般販売及び職員着用 (H27～)
 - ・暮らしの便利帳作成 (H28)
 - ・ゆるキャラグランプリ出場 全 507 出場中 187 位 (H30)

● イベント等を活用した交流人口の増加

・ イベントを活用した町の情報発信 【単位：人】

	H27	H28	H29	H30	合計
イベント来場者数	20,834	20,640	20,606	22,771	84,851

● 若い世代の移住定住促進

- ・ 遠賀町定住促進計画策定 (H27)
- ・ 移住定住ガイドブックを作成 (H28)
- ・ 遠賀町定住促進奨励金の交付 (H29～)

● 住民が参加しやすいパブリックコメント※1 制度の構築

① パブリックコメント制度の推進 【単位：件】

区分	H27	H28	H29	H30	合計
パブコメ実施計画	0	7	7	1	15
意見	0	8	13	0	21

② 各種審議会等委員の充実 【単位：％】

	H27	H28	H29	H30	R1
審議会等における女性委員の登用率	25.7	26.1	24.7	33.9	35.9

※地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等（法律や条例に基づいて設置され、調停、審査、審議または調査等を行う機関）が対象

※1 パブリックコメント

町の行政計画等の政策立案過程において、素案の段階から公表し、住民の意見を求め、できる限り政策に反映させる制度。

●地域コミュニティを核とした安全安心なまちづくり

①地域活動に対する支援

【単位：％】

	H27	H28	H29	H30
自治会加入率	82.2	83.8	84.7	84.8

②空き家等対策の推進

- ・遠賀町空き家等対策計画の策定（H27）
- ・老朽危険家屋等解体補助金制度の創設（H28～）
- ・空き家バンク制度の創設（H29～）

③協働のまちづくりの推進

- ・協働のまちづくり出前講座

【単位：回、人】

区分	H27	H28	H29	H30	合計
開催数	43	30	27	25	125
参加者数	1,638	1,176	751	827	4,392

- ・地域安全パトロール

【単位：回、人】

区分	H27	H28	H29	H30	合計
開催数	8	8	4	7	27
参加者数	675	660	335	610	2,280

※H29、H30の開催数の減少は雨天中止によるもの

3. 遠賀町を取り巻く情勢

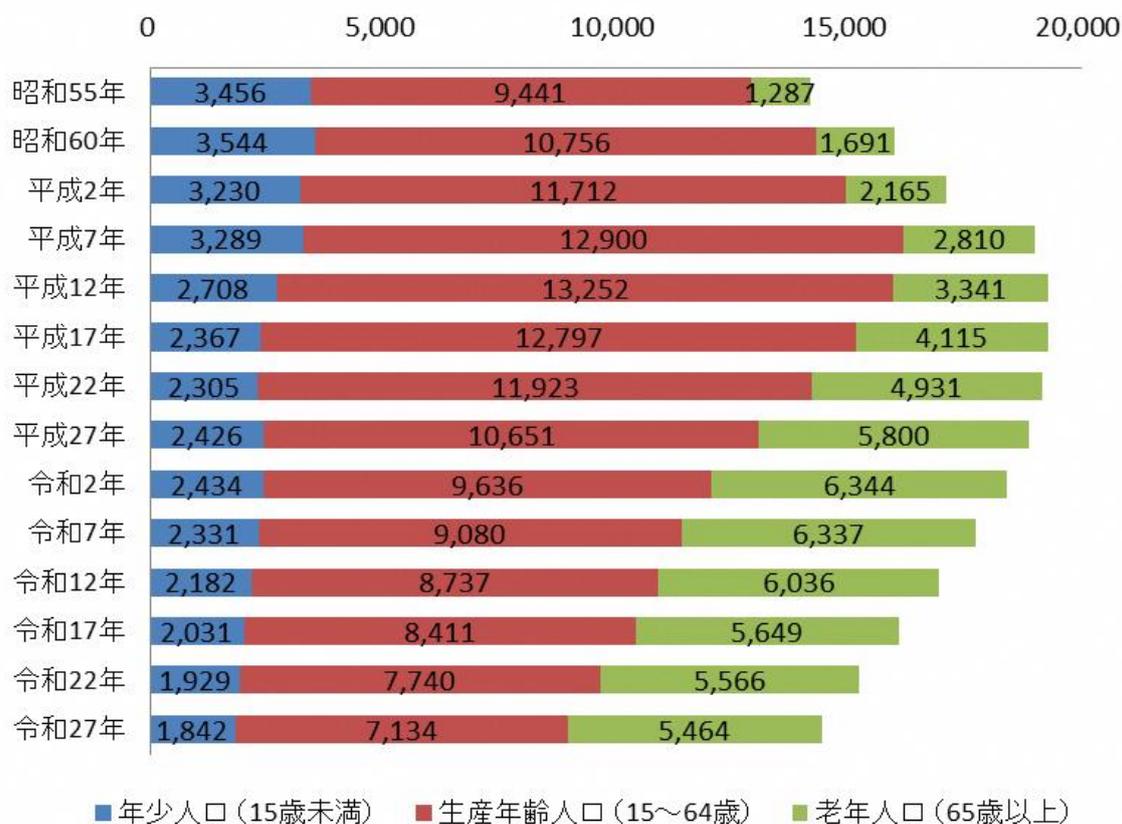
(1) 人口・少子高齢化の状況

日本の総人口は平成17年以降減少に転じ、平成27年の1億2,709万人から令和12年に1億1,912万人、さらに令和22年に1億642万人まで減少すると見込まれています。

遠賀町の人口は、平成12年の19,309人をピークに平成17年に19,279人、平成22年に19,160人、平成27年に18,877人と微減が続いていますが、平成25年時点での平成27年の人口推計は18,777人(+100人)であったことから、遠賀町定住促進計画等に基づく施策の効果が発現しています。

また、人口割合の推移をみると、15歳未満の年少人口が減少しているのに対し、65歳以上の高齢人口が年々増加し、平成27年の高齢化率は30.7%と住民の約3人に1人は高齢者となっており、今後さらに少子高齢化が進行することが予測されています。

【単位:人】



◆遠賀町の総人口と年齢3区分別の人口推移◆ 【単位:人、%】

年	総人口	年少人口 15歳未満		生産年齢人口 15～64歳		老年人口 65歳以上	
昭和55年	14,188	3,456	24.4%	9,441	66.5%	1,287	9.1%
昭和60年	15,994	3,544	22.2%	10,756	67.3%	1,691	10.6%
平成2年	17,107	3,230	18.9%	11,712	68.5%	2,165	12.7%
平成7年	18,999	3,289	17.3%	12,900	67.9%	2,810	14.8%
平成12年	19,309	2,708	14.0%	13,252	68.6%	3,341	17.3%
平成17年	19,279	2,367	12.3%	12,797	66.4%	4,115	21.3%
平成22年	19,160	2,305	12.0%	11,923	62.2%	4,931	25.7%
平成27年	18,877	2,426	12.9%	10,651	56.4%	5,800	30.7%
令和2年	18,414	2,434	13.2%	9,636	52.3%	6,344	34.5%
令和7年	17,748	2,331	13.1%	9,080	51.2%	6,337	35.7%
令和12年	16,955	2,182	12.9%	8,737	51.5%	6,036	35.6%
令和17年	16,091	2,031	12.6%	8,411	52.3%	5,649	35.1%
令和22年	15,235	1,929	12.7%	7,740	50.8%	5,566	36.5%
令和27年	14,440	1,842	12.8%	7,134	49.4%	5,464	37.8%

資料：平成27年まで国勢調査、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成30年推計）

一方、遠賀町の世帯数は核家族化、高齢世帯の増加等の社会背景の変化に伴い年々増加しており、平成12年の6,280世帯と比較すると平成27年には7,269世帯と約16%増になっています。これらの人口減少と少子高齢化がもたらす、税収の減少や社会保障経費の増大に対応し、将来にわたり行政運営を持続可能なものとしていくため、行政改革を着実に進めていく必要があります。

◆遠賀町の世帯数と平均世帯人員の推移◆ 【単位:世帯、人】

年	世帯数	平均世帯人員	年	世帯数	平均世帯人員
昭和55年	3,816	3.7	平成12年	6,280	3.1
昭和60年	4,500	3.6	平成17年	6,722	2.9
平成2年	4,938	3.5	平成22年	7,056	2.7
平成7年	5,732	3.3	平成27年	7,269	2.6

資料：国勢調査

また、遠賀町の人口動態をみると、自然動態では、平成23年から平成26年までは出生と死亡の増減が約20～30人前後で推移していますが、平成27年以降は約60～90人前後で推移しており、少子高齢化の進行によりさらに自然減が進むものと考えられます。

社会動態では、平成26年まで転入と転出が交互に増減を繰り返していますが、

平成 27 年以降は継続して増加しています。

◆遠賀町の人口動態の推移◆

【単位：人】

年	自然動態			社会動態			差引 増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 20 年	169	162	7	960	937	23	30
平成 21 年	159	176	▲ 17	860	846	14	▲ 3
平成 22 年	165	152	13	886	897	▲ 11	2
平成 23 年	159	208	▲ 49	882	791	88	39
平成 24 年	152	190	▲ 38	747	817	▲ 70	▲ 108
平成 25 年	174	211	▲ 37	832	801	31	▲ 6
平成 26 年	158	182	▲ 24	734	843	▲ 109	▲ 133
平成 27 年	137	204	▲ 67	805	801	4	▲ 63
平成 28 年	150	221	▲ 71	801	787	14	▲ 57
平成 29 年	138	232	▲ 94	824	725	99	5
平成 30 年	134	223	▲ 89	771	720	51	▲ 38

資料：住民基本台帳

年齢層別の男女比率の予測をみると、20～64 歳の減少率が大きくなっています。このため、高齢者を持続的に支え、人口減少にも歯止めをかける 20～39 歳の生産年齢人口（若者や子育て世代）の定住促進に総力を挙げて取り組む必要があります。

◆遠賀町の年齢層別男女比率予測の推移◆

【単位：人、％】

年	0～19 歳		20～39 歳		40～64 歳		65 歳以上	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成 27 年	1,576	1,570	1,911	1,950	2,864	3,206	2,567	3,233
令和 7 年	1,596	1,527	1,333	1,459	2,657	2,839	2,824	3,513
令和 17 年	1,415	1,379	1,203	1,336	2,525	2,584	2,478	3,171
令和 27 年	1,265	1,233	1,230	1,310	1,943	1,995	2,473	2,991
平成 27 年 と 令和 27 年の増減率	▲ 19.7	▲ 21.5	▲ 35.6	▲ 32.8	▲ 32.2	▲ 37.8	▲ 3.7	▲ 7.5

資料：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（平成 30 年推計）

(2) 財政の状況

遠賀町の財政は、歳出では扶助費等の義務的経費が増加しており、遠賀町食育交流・防災センター整備をはじめ各種公共施設の整備をするための投資的経費の大幅な増加も続き、厳しい状況が続いています。

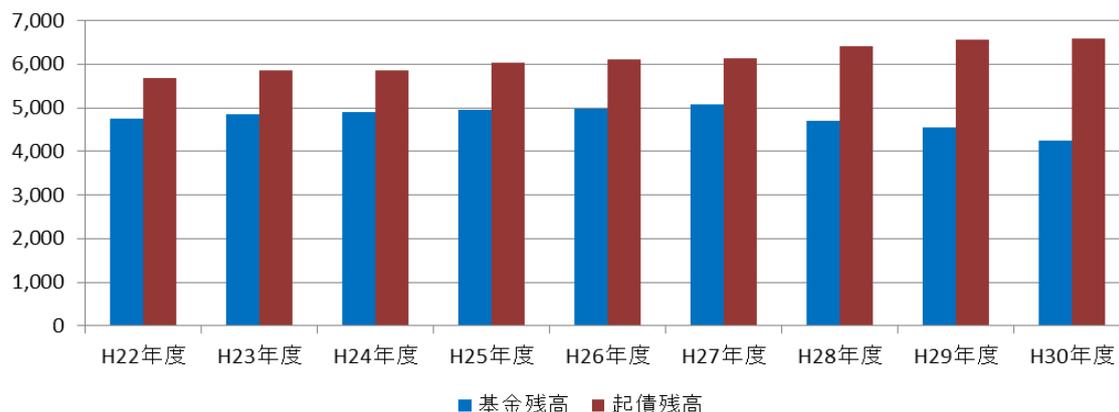
また、歳入では地方税や地方交付税が伸び悩む中、社会資本整備総合交付金や地方創生等の国・県の補助金や有利な起債借入により、財政面を工夫しながら大規模事業を迅速に進めていくことができました。

ただ、経常収支比率※2の推移（P13 参照）では遠賀町の経常収支比率が全国市町村平均よりも高くなっている状況であり、近年は基金残高が減少、起債残高は増加していることから、財政状況は悪化しています。

今後は（仮称）交流センターや駅南土地地区画整理事業など、さらに大規模な事業が予定されているため、抜本的な事業の見直しが必要となります。

単位：百万円

基金残高と起債残高の推移



【単位：百万円】

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
基金残高	4,746	4,847	4,914	4,959	4,975	5,081	4,706	4,546	4,262
起債残高	5,684	5,870	5,861	6,035	6,107	6,137	6,413	6,560	6,601

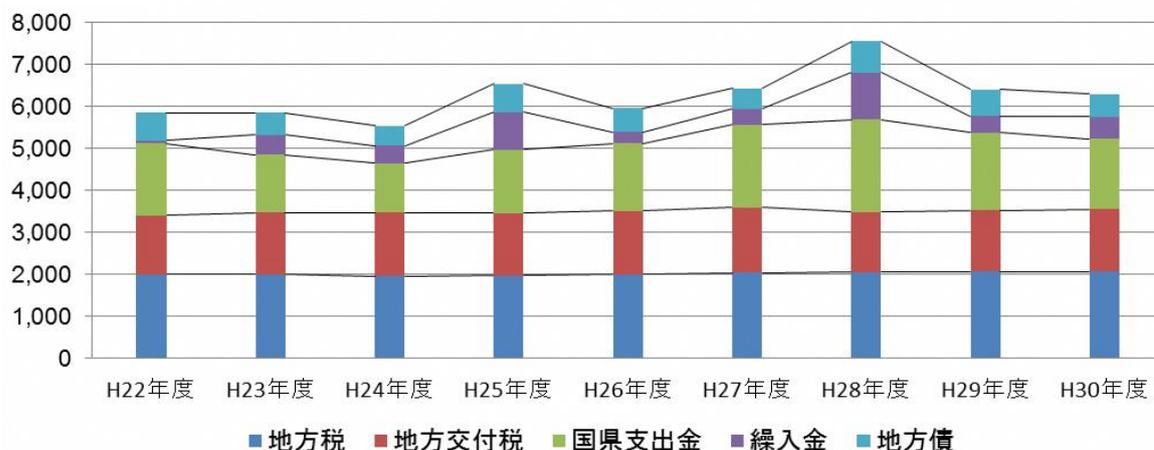
※2 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に充てる一般財源と、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源との比率であり、財政構造の弾力性を判断する際の指標となるもの。この比率が低いほど、臨時の財政需要に余裕を持つことになり、財政構造に弾力性があることとなります。

◆歳入及び歳出別（普通会計）の経費割合の推移◆

単位:百万円

主な歳入経費割合の推移

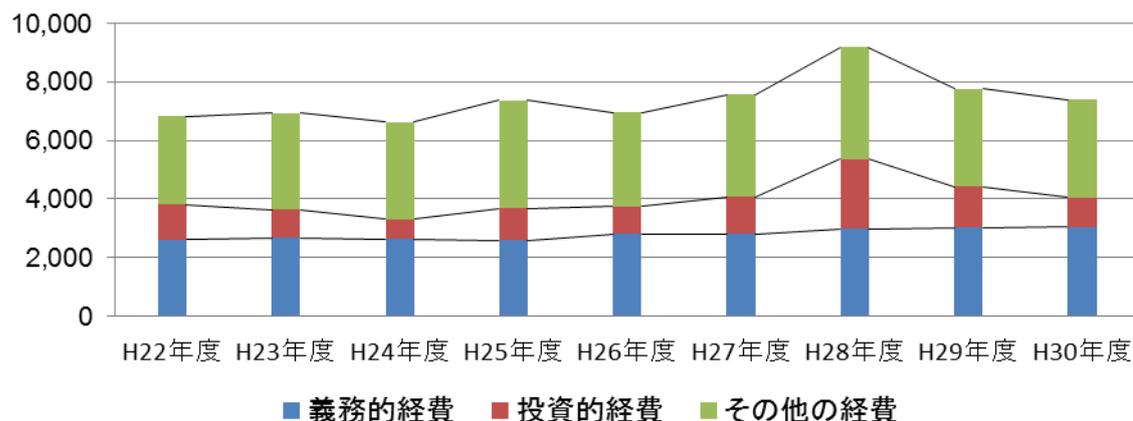


【単位:百万円】

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
地方税	1,993	1,990	1,959	1,967	1,994	2,039	2,048	2,059	2,056
地方交付税	1,405	1,482	1,508	1,490	1,513	1,546	1,435	1,464	1,497
国県支出金	1,715	1,376	1,180	1,514	1,604	1,975	2,197	1,853	1,676
繰入金	65	477	419	890	279	380	1,126	393	528
地方債	669	518	473	669	558	481	741	633	540
合計	5,847	5,843	5,539	6,530	5,948	6,421	7,547	6,402	6,297

単位:百万円

歳出経費割合の推移



【単位:百万円】

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
義務的経費	2,602	2,684	2,625	2,598	2,812	2,808	2,992	3,033	3,038
投資的経費	1,215	961	679	1,074	941	1,273	2,369	1,389	1,026
その他の経費	3,007	3,288	3,325	3,709	3,210	3,491	3,820	3,337	3,327
合計	6,824	6,933	6,629	7,381	6,963	7,572	9,181	7,759	7,391

◆歳入歳出決算額(普通会計)の推移◆

【単位:百万円】

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
歳入決算額	7,002	7,056	6,838	7,668	7,200	7,779	9,450	7,981	7,552
歳出決算額	6,824	6,933	6,629	7,381	6,963	7,572	9,181	7,759	7,391

◆経常収支比率の推移◆

【単位:%】

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
遠賀町	89.5	91.0	89.7	88.1	92.7	89.7	95.4	93.9	93.6
全国市町村平均	89.2	90.3	90.7	90.2	91.3	90.0	92.5	92.8	93.0



遠賀川駅南地区整備イメージ

また、今後の遠賀町の財政の見通しを明らかにする財政シミュレーションとして、平成31年3月策定の財政計画表（P15参照）を示しています。

今後は、税収が伸び悩む中で一般財源の確保は厳しい状況にあり、社会保障費が年々増加していることに加え、公共施設等の改修・整備等の大きな財政負担も見込まれます。

特に令和元年度から4年度にかけては、（仮称）交流センター整備事業を実施するため、投資的経費の増加により、財政調整基金や特定目的基金の取り崩し、起債による赤字補填に頼らざるを得ない状況が続くことが予測され、実質単年度収支が大幅な赤字となる見込みです。

しかし、このような状況にあっても、社会保障サービスは今後とも安定的に提供していくとともに、時代のニーズに応じた新たなサービスを展開していかなければなりません。そのためには、事務事業評価制度に基づく成果の検証や評価による事務事業の見直しにとどまらず、場合によっては事業の廃止も必要になるかもしれません。町の財政状況や選択と集中による真に行うべき事業を勘案しながら、中長期的な財政基盤の強化により、健全なまちづくりを推進することが必要です。



芦屋飛行場周辺まちづくり実施計画より（仮称）交流センターの外観デザイン（案）

第4期遠賀町自立推進計画

財政計画表（普通会計）

（単位：千円）

歳入	令和元年度 決算見込額	令和2年度 見込額	前年度 対比	令和3年度 見込額	前年度 対比	令和4年度 見込額	前年度 対比	令和5年度 見込額	前年度 対比	令和6年度 見込額	前年度 対比
地方税	2,075,000	2,079,000	0%	2,054,000	-1%	2,066,000	1%	2,078,000	1%	2,060,000	-1%
地方譲与税	68,000	72,000	6%	72,000	0%	72,000	0%	72,000	0%	72,000	0%
各種交付金	400,000	419,000	5%	439,000	5%	439,000	0%	439,000	0%	439,000	0%
地方交付税	1,540,000	1,586,000	3%	1,700,000	7%	1,607,000	-5%	1,560,000	-3%	1,560,000	0%
分担金及び負担金	308,000	287,000	-7%	287,000	0%	287,000	0%	287,000	0%	287,000	0%
使用料・手数料	165,000	116,000	-30%	116,000	0%	116,000	0%	121,000	4%	188,000	55%
国庫支出金	1,140,000	1,541,000	35%	2,162,000	40%	1,512,000	-30%	1,252,000	-17%	1,181,000	-6%
県支出金	543,000	618,000	14%	628,000	2%	622,000	-1%	622,000	0%	663,000	7%
財産収入・寄附金	20,000	17,000	-15%	17,000	0%	17,000	0%	12,000	-29%	12,000	0%
繰入金	367,000	1,080,000	194%	680,000	-37%	630,000	-7%	520,000	-17%	350,000	-33%
繰越金	75,000	80,000	7%	80,000	0%	88,000	10%	88,000	0%	83,000	-6%
諸収入	139,000	85,000	-39%	85,000	0%	85,000	0%	85,000	0%	85,000	0%
地方債	490,000	674,000	38%	503,000	-25%	456,000	-9%	661,000	45%	311,000	-53%
歳入合計	7,330,000	8,654,000	18%	8,823,000	2%	7,997,000	-9%	7,797,000	-3%	7,291,000	-6%

（単位：千円）

歳出	令和元年度 決算見込額	令和2年度 見込額	前年度 対比	令和3年度 見込額	前年度 対比	令和4年度 見込額	前年度 対比	令和5年度 見込額	前年度 対比	令和6年度 見込額	前年度 対比
人件費	974,000	1,067,000	10%	1,063,000	0%	1,146,000	8%	1,108,000	-3%	1,076,000	-3%
（うち退職金）	(5,743)	(40,698)	609%	(5,938)	-85%	(89,006)	1399%	(65,767)	-26%	(48,526)	-26%
物件費	1,188,000	1,390,000	17%	1,304,000	-6%	1,314,000	1%	1,279,000	-3%	1,270,000	-1%
維持補修費	30,000	22,000	-27%	22,000	0%	22,000	0%	22,000	0%	22,000	0%
扶助費	1,528,000	1,688,000	10%	1,688,000	0%	1,688,000	0%	1,688,000	0%	1,688,000	0%
補助費等	1,711,000	1,823,000	7%	1,810,000	-1%	1,778,000	-2%	1,774,000	0%	1,770,000	0%
（うち事務組合負担金）	(573,963)	(595,858)	4%	(601,118)	1%	(575,265)	-4%	(577,044)	0%	(575,217)	0%
公債費	545,000	571,000	5%	615,000	8%	637,000	4%	635,000	0%	582,000	-8%
積立金	159,000	91,000	-43%	30,000	-67%	30,000	0%	30,000	0%	30,000	0%
投資・出資金・貸付金	61,000	80,000	31%	87,000	9%	93,000	7%	97,000	4%	99,000	2%
繰出金	275,000	388,000	41%	288,000	-26%	288,000	0%	288,000	0%	288,000	0%
投資的経費	779,000	1,454,000	87%	1,828,000	26%	913,000	-50%	793,000	-13%	364,000	-54%
普通建設事業費	779,000	1,453,000	87%	1,827,000	26%	912,000	-50%	792,000	-13%	363,000	-54%
災害復旧事業費	0	1,000	0%	1,000	0%	1,000	0%	1,000	0%	1,000	0%
失業対策事業費	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
歳出合計	7,250,000	8,574,000	18%	8,735,000	2%	7,909,000	-9%	7,714,000	-2%	7,189,000	-7%

(3) 組織機構の状況

遠賀町の組織機構については、これまで「最小の経費で最大の効果」を挙げ
ることを基本に、住民ニーズの多様化、権限委譲及び大規模事業等に伴う業務
の増加に対応するため、効率的な組織機構への見直しを行うとともに、定員管
理においては、事務事業の見直し、民間委託や指定管理者制度の活用及び退職
者の活用等によって職員増加の抑制に努め、少数精鋭の管理を行ってきました。

◆機構改革等の実施状況◆

H22：都市開発推進室を廃止

生涯学習課の2係を統合し、スポーツ文化係の新設等（12課30係）

H24：生涯学習課高校総体推進係の新設（12課31係）

H26：生涯学習課高校総体推進係の廃止（12課30係）

H27：健康こども課、建設課都市開発係の新設等（13課33係）

職員定数配分の見直し

町長部局：101人→111人、教育委員会部局28人→18人

H30：建設課都市開発係を廃止し、駅周辺都市整備推進室の新設（14課室33係）

◆職員数の推移◆

【単位：人】

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
定数	133	133	133	133	133	133	133	133	133	133
一般行政	86	85	86	82	83	86	89	93	95	100
教育	21	20	19	19	18	17	16	14	13	13
公営企業等	14	14	14	14	13	12	11	11	11	11
合計	121	119	119	115	114	115	116	118	119	124

資料：定員管理等の公表

◆人件費の推移(普通会計決算)◆

【単位：百万円、%】

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
歳出額	6,633	6,629	7,381	6,963	7,572	9,181	7,759	7,391
人件費	1,092	1,019	916	1,006	975	1,059	1,033	1,024
人件費率	16.5	15.4	12.4	14.4	12.9	11.5	13.3	13.9

資料：定員管理等の公表

◆類似団体との比較◆

【単位:k m²、人】

県名	福岡県	埼玉県	埼玉県	佐賀県	茨城県	奈良県
団体名	遠賀町	滑川町	嵐山町	基山町	大洗町	平群町
面積	22.15	29.68	29.92	22.15	23.74	23.90
人口	19,383	18,671	17,944	17,417	17,203	19,063
一般行政職員	100	85	102	109	120	146
人口1万人 当たり職員数	51.59	45.53	56.84	62.58	69.76	76.59

※人口1万5千人以上2万人未満、産業構造Ⅱ次、Ⅲ次80%以上かつⅢ次60%以上の団体
資料：類似団体別職員数の状況（平成31年3月総務省公表）

今後は、少子化対策、超高齢社会対策及び定住促進対策とともに新たな行政課題に対して、迅速かつ的確に課題解決を図ることができる組織体制の強化が求められます。

定員管理については、これまで進めてきた組織のスリム化と効率化の取り組みを継続し、適正な職員数の確保に努める必要があります。

平成27年度に策定した人材育成基本方針に基づき、職員としての職務遂行に必要な実務能力をはじめ、政策形成能力や対人コミュニケーション能力の向上、さらには活力ある職場づくりが求められます。

また、地方公務員法等の改正により令和2年度から会計年度任用職員制度※3が導入されることに伴い、非常勤職員・臨時職員の任用・勤務条件について、改正法に基づく統一的な取り扱いが求められます。

※3 会計年度任用職員制度

地方公共団体における臨時・非常勤職員は行政需要の多様化に伴い、様々な分野で活用されています。臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日から施行されます。地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の要件を厳格化し、あわせて一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化が図られるものです。なお、会計年度任用職員については、期末手当の支給が可能となります。

4. 第4期自立推進計画の基本方針

(1) 基本方針

行政改革の目標を次のとおり定めます。

持続可能な住民サービスを提供できる自立したまちづくり体制の構築

また、実施するうえでの基本的な考え方となる基本方針を次の3項目とします。

- ◆**持続可能な財政基盤の確立**
- ◆**時代のニーズに迅速かつ的確に対応が可能な組織の確立**
- ◆**多様な主体との協働による効率的な行政運営**

(2) 計画の期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や国の制度改正等、遠賀町を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて修正・追加を行います。

(3) 行動計画の策定

自立推進計画で示した内容を具体的かつ着実に推進するため、別途、行動計画を策定し、それに基づき取り組みを進めます。

また、行動計画の進捗状況の管理については、住民代表を含む行政改革推進委員会を設置し、毎年度、進捗状況等について点検協議を行い、ホームページや広報等で公表します。

5. 第4期自立推進計画の推進

第4期自立推進計画の推進にあたり、計画の柱となる施策大綱、取り組みの重点目標及び推進項目を次のとおりとします。

《大綱 1 持続可能な財政運営》

地域主権の推進のため、自治体には自己決定、自己責任の原則による行財政運営や住民の視点に立った行政サービスの提供が求められています。

今後は、急速に進む人口減少や少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加への対応や、公共施設等の老朽化に伴う公共施設マネジメント※4の推進、（仮称）交流センターや遠賀川駅南土地地区画整理事業など大型事業による投資的経費が増加します。

このため、行財政運営や行政サービスの提供にあたっては、必要性や費用対効果を検討し、事務事業の見直しや廃止、公共施設等における受益者負担の適正化、社会保障制度の適切な運営を行う等の「行政を経営する」視点に立った仕組みづくりを継続的に推進することが重要となります。

令和4年度から「第6次遠賀町総合計画」が始動します。住民が将来にわたって安心して暮らせるまちを構築し、これからのまちづくりを進めるため、限られた財源や資源を最大限に活用しながら、健全で計画的な財政運営の観点から持続可能な財政運営を実施します。

※4 公共施設マネジメント

地方公共団体等が保有し、または借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画・管理及び利活用する仕組みのことです。社会環境の変化や地域特性に応じた適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を両立させるため、保有する公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理・活用する公共施設マネジメントに取り組む自治体が増加しています。

重点目標

●事務事業の選択と集中

限られた財源を効率よく運用し、真に必要な行政サービスを確実に提供するため、事務事業評価制度を有効活用し、行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、費用対効果等から各事業の検証を行い、事業の見直しや場合によっては廃止・統合するなど、スクラップ・アンド・ビルド※5の考え方も取り入れて事務事業の選択と集中に取り組みます。

※5 スクラップ・アンド・ビルド

効率の悪い事業を廃止し、新たな事業を提案・実施すること。

●最適な公共施設管理

道路、橋梁、学校をはじめとする公共施設の多くは、昭和40年代から昭和50年代の人口急増期に整備され、現在の公共施設の約60%以上は建設後30年以上を経過しており、今後30年間で多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎え、莫大な資金が必要となります。

人口減少等により今後の公共施設の利用需要が変化することも見据え、限られた財源の中で効果的・効率的な施設の改修計画、公共施設の適切な配置や統廃合を含めた検討を行う必要があります。

そのため、平成26年度に策定した「遠賀町公共施設総合管理計画」及び令和2年度までに策定を行う個別施設計画※6に基づき、総合的・長期的視点に立った公共施設マネジメントを推進します。

また、真に必要な公共施設において、サービスを持続的に提供するため、維持管理費用の一定割合を施設の利用者に応分の負担を求める「受益と負担」の原則に基づいた利用料金の検証と見直しを実施します。

※6 個別施設計画

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策（次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等）の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

●中長期的な財政運営の健全化

あらゆる施策において、個別事業の必要性や費用対効果等から検証を行い、あわせて事務事業評価による検証により、これまで以上に経費の節減や合理化を進めるとともに、企業誘致の推進やふるさと納税（豊かなふるさと遠賀寄附金）の充実等により、財源確保に努めます。

また、補助金・負担金の見直しを進めるとともに、地方公会計制度や企業会計の継続により、中長期的な財政の見通しのなかで町債管理を行い、持続可能な財政運営を推進し、財政の健全化に努めます。

大綱1の重点目標を着実に実現するため、推進項目を次のとおり定めます。

- ・財源の確保
- ・国・県等の補助事業の有効活用
- ・歳出経費の効率化
- ・公共施設マネジメントの推進と受益者負担の適正化
- ・社会保障制度及び特別会計の適切な運営
- ・事務事業の取捨選択
- ・補助金・負担金等の見直し



上別府地区への企業誘致

《大綱 2 質の高い行政組織づくり》

社会の成熟化が進み、住民の価値観が多様化する中で、多岐にわたる住民ニーズに対応するため、よりきめ細かなサービスの提供が求められています。

社会情勢が変化し続ける中、新たな政策課題や町を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するには、職員一人ひとりが資質の向上と意識改革に努め、柔軟な発想と行動力をもつなど、人材育成基本方針に基づいて職員の資質向上を図り、時代のニーズにあった質の高いサービスを提供できる人材を育成します。

また、民間が実施する方が効果的な事業については、指定管理者制度や民間委託など民間活力を活用し、事務の効率化とICTの活用を検討する等、多様化する住民ニーズに迅速・的確に対応できる効率的かつ機能的な組織・機構へ適宜見直しすることで、質の高い行政組織づくりを実現します。

重点目標

●柔軟な組織機構

新たな行政課題を確実に解決するとともに、多様化する住民ニーズに対応するため、住民の視点に立った分かりやすい、利用しやすい組織体制を構築します。また、限られた職員で効率的な業務執行が可能な組織機構への改革を継続して行います。

「遠賀町定員管理・適正化計画」に基づき、再任用制度や会計年度任用職員制度を活用し、業務量と職員数のバランスを勘案しながら、定員の適正化を図ります。

●職員の育成

人材育成基本方針に基づき、「目指すべき職員像」を実現する職員育成を実施します。職員の業務能力向上のため、職員の能力・実績等を適正に評価し、公正な人事管理を適正に行う人事評価制度を推進し、職員の資質の向上に努めます。

また、職員のワーク・ライフ・バランス※7の実現とキャリア形成につながる働き方改革を推進し、活力ある職場を実現します。

○人材育成基本方針における「目指すべき職員像」

- ①住民の真のニーズを把握し、住民とともに協働して、個性ある魅力的なまちづくりに取り組むことができる職員
- ②全体の奉仕者として高い倫理観と使命感を持ち、誠実に職務を遂行し、住民に信頼される職員
- ③まちの将来に向けて、広い視野を持って創造力を働かせて、企画立案ができ、実行できる職員
- ④自らの成長による自己実現とともに、問題・課題を明確化し、その解決に向けて組織の一員として挑戦できる職員
- ⑤費用対効果を意識し、効果的・効率的に職務を遂行できる職員

※7 ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。性別や年齢に関係なく、労働者の仕事と生活全般のバランスを支援するという考え方。

●民間による行政サービスの提供

費用対効果を考慮したうえで、民間で実施した方が経費面、サービス面ともに効率的・効果的な事務事業については、指定管理を含めた民間委託を推進します。

また、指定管理者制度導入施設において、指定管理者による管理が適切であるか、効果的であるかを検証するため、指定管理者制度におけるモニタリングや評価を継続します。

大綱2の重点目標を着実に実現するため、推進項目を次のとおり定めます。

- ・組織機構の見直し
- ・職員の育成と意識改革
- ・有効な外部委託の推進
- ・指定管理者制度の有効活用
- ・事務の効率化とICTの活用

《大綱3 協働のまちづくり》

これまでの3期にわたる自立推進計画の取り組みにより、様々な形での協働のまちづくりが進められてきました。今後も遠賀町が自立したまちづくりを展開するには、地域を構成する行政、住民、各種団体、NPO、企業等の様々な主体が連携し、対等な協力関係により協働のまちづくりを実施し、遠賀町の魅力や可能性を最大限に引き出す必要があります。

また、住民が「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識をもち、コミュニティ活動に主体的に取り組めるよう、継続して支援を行う必要があります。

重点目標

●住民と協働のまちづくり

町からの積極的な情報の公開と課題の共有化を図ることで、様々な主体との関係構築に努め、住民等が主体的にまちづくりに参加できる環境づくりを進めます。

また、多様な住民の意見を町の計画に反映させるため、ワークショップ※8やパブリックコメントを実施することにより、町政への住民参画を推進します。

※8 ワークショップ

様々な立場の人々が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場。行政主導の計画ではなく、計画段階から住民の意見を反映することができる。

●適切な役割分担による協働

これまで行政主体で担ってきたサービスを、これからは住民等と行政が共通の目的のもと、対等なパートナーとして互いを尊重し、適切な役割と責任分担のもと、それぞれの持つ長所を提供する連携を行い、地域課題や住民ニーズに応える協働体制の確立と推進を図ります。

また、町が実施している事務事業の中から住民等が主体となり得る事業等を「遠賀町がんばる地域まちづくり事業」を通じて公募を検討するなど、公共における民間と行政の役割分担を見直し、公共サービスの更なる充実と効率的な行政を実現し、住民等の町政への主体的な参画の実現とシビックプライド※9の醸成を図ります。

※9 シビックプライド

日本の「郷土愛」と似ているが、単に地域に対する愛着を示すだけでなく、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする、当事者意識に基づく自負心を指す。

●担い手の発掘

少子高齢化や価値観の多様化に伴い、地域活動に参加する住民が減少し、相互のつながりの希薄化が危惧される中で、住民が将来にわたって安心して暮らせるまちを構築するためには、地域コミュニティを核として、生活支援、見守り、防犯及び防災など安全安心で快適に生活できるまちづくりを進める必要があります。

今後も多様化・高度化する住民ニーズに対応し、複雑な地域課題を解決し、安全安心なまちづくりを実現するためには、地域を構成する住民、各種団体、NPO、企業等の様々な主体において、新たな担い手を発掘・育成し、多様な担い手と連携・協力しながら活動支援を継続して行います。

大綱3の重点目標を着実に実現するため、推進項目を次のとおり定めます。

- ・住民参加型のまちづくり
- ・地域コミュニティを核とした安全安心なまちづくり
- ・多様な担い手の発掘と支援

6. 第4期自立推進計画の体系図

第4期自立推進計画の体系図を次のとおり示します。

